

# 協議案件（１）豊田市公共交通会議の規約改正について

## 1 改正理由及び内容

- (1) 引用している『地域公共交通の活性化及び再生に関する法律』の改正に伴い、「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」とする。
- (2) 公共交通会議で協議、決定する内容は市全体で検討すべきであるため、会長を都市整備部長から副市長に変更する。

## 2 新旧対照表

旧	新
<p>(目的)</p> <p>第2条 交通会議は、(中略) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画(以下「形成計画」という。)の作成等に関する協議及び形成計画等の実施に関する連絡調整を行うものとする。(略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 交通会議は、(中略) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、<b>地域公共交通計画</b>(以下「<b>交通計画</b>」という。)の作成等に関する協議及び<b>交通計画</b>等の実施に関する連絡調整を行うものとする。(略)</p>
<p>(協議事項)</p> <p>第3条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 豊田市における形成計画の検討及び定期的な見直しに関する事項</p> <p>(2) 形成計画に基づく事業の実施に関する事項</p> <p>(略)</p>	<p>(協議事項)</p> <p>第3条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 豊田市における<b>交通計画</b>の検討及び定期的な見直しに関する事項</p> <p>(2) <b>交通計画</b>に基づく事業の実施に関する事項</p> <p>(略)</p>
<p>(役員)</p> <p>第5条 交通会議に、次の役員を置く。</p> <p>(中略)</p> <p>2 会長は、豊田市都市整備部長とする。</p> <p>3 副会長、座長は委員の中から会長が指名する。</p>	<p>(役員)</p> <p>第5条 交通会議に、次の役員を置く。</p> <p>(中略)</p> <p>2 会長は、豊田市<b>副市長</b>とする。</p> <p>3 副会長、座長は委員の中から会長が指名する。</p>